

現行（令和4年版）	改定（令和5年版）	改定理由
写真管理基準	写真管理基準	
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。	2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について』（令和3年3月26日付け、国技建管第21号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。	追記
4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影へ提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和3年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影へ提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和5年10月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	年度更新